


<p>項 目</p>	<p>腸管出血性大腸菌感染症の発生について（週報）</p>
<p>配付資料</p>	<p>腸管出血性大腸菌感染症の発生について（週報）</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>1 公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、広く道民に注意を喚起し、もって道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 発生探知日時及び件数 令和4年第12週（3月21日（月）～3月27日（日））に紋別保健所管内で腸管出血性大腸菌感染症患者1名が発生したので、お知らせします。</p> <p>3 その他 感染症発生時の公表については、道政記者クラブ幹事社と保健福祉部感染症対策局感染症対策課による協議に基づき、三類感染症の単発事例については、翌週火曜日に公表を行っています。 ※個人のプライバシー等の保護のため、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>（参 考） 感染を防ぐために</p> <p>1 手洗い （1）調理や食事前には、手をよく洗う。 （2）調理中も、肉、魚、卵などにさわった後は手を洗う。 （3）使い捨てタオルを使用する。（布タオルを再使用したり、他の人と共用しない。）</p> <p>2 消毒 （1）トイレ等の汚染された可能性がある場所の消毒 感染を広げないためには、トイレや洗面の消毒を行うことが重要です。使い捨て手袋を着用し、①トイレ（便座及びフタ、ドアノブや水洗レバー）、②洗面所の蛇口を消毒液をしみ込ませたペーパータオルなどで拭き取る。</p> <p>（2）消毒 大腸菌に対しては、多くの消毒薬が有効であるが、次のものが使いやすい。また、75℃で1分の煮沸消毒も有効。 ①消毒用アルコール、消毒エタノール ②塩化ベンザルコニウム（商品名：オスバン、逆性石けん）</p>
<p>担 当</p>	<p>北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 次長 中村 淳一（本日17時30分まで） 電話 0158-23-3108 FAX 0158-23-1009</p> 

腸管出血性大腸菌感染症の発生について（週報）

令和4年（2022年）3月29日（火）15：00

北海道紋別保健所健康推進課
（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課）
TEL：0158-23-3108
FAX：0158-23-1009

令和4年（2022年）第12週（3月21日（月）～3月27日（日））に、紋別保健所管内（※1）で腸管出血性大腸菌感染症（O（型式不明）（ベロ毒素産生性）、患者（確定例））が発生したのでお知らせします。

記

1 発生の概要

保健所	区分	性別等	発症日及び主な症状	受診日	保健所受理日	現在の状況	備考
紋別	患者（型不明）	男性（小学生）	3月13日（日） 腹痛、下痢	3月14日（月）	3月23日（水）	回復している。	—

2 対応

- ・家族等の健康調査及び便検査
- ・患者及び家族等の喫食調査
- ・家庭等における手洗いの励行及び消毒等の清潔保持の指導

3 その他

この件については、本日15時00分、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課においても資料配付を行っています。

*報道に当たっては、個人のプライバシー保護のため、特段の御配慮をお願いします。

腸管出血性大腸菌感染症とは

概要：ベロ毒素を産生する大腸菌によって引き起こされる感染症であり、下痢、激しい腹痛、血便、発熱等が主な症状である。

また、病原体を保有していても症状がない場合もある。（無症状病原体保有者）

感染経路：汚染された食品や、感染者の便が口に入ることで感染する。（経口感染）

分類：感染症法では三類感染症に定められている。

潜伏期間：3～5日が多いが、1週間以上の場合もある。

予防策等：手洗いの徹底による二次感染の防止、食品の十分な加熱等。

【参考】腸管出血性大腸菌感染症の道内における発生状況（2022年） 3月29日（火）時点

区分/O抗原型	1	8	15	25	26	28	55	91	103	111	115	124	125	127	128	142	157	不明	合計
患者										1								2	3
無症状病原体保有者														1	1	1		5	8
計										1				1	1	1		7	11

（単位：人）

※ 札幌市、旭川市、函館市、小樽市分を含む

※ 全道の状況については、北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。

（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）

※1 紋別保健所管内市町村（紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）